

大阪府東大阪市御厨南 2 丁目 2 - 8

株式会社 CROSLAN

許可番号 27-ユ-303113

返金規定について

採用決定者が、専ら自己の責により退職に至った場合または自己都合によって退職した場合は、受領した本件報酬から以下の各号に定める金額を甲に返金する。ただし、紹介先企業の責に帰すべき事由により退職に至った場合には、本件報酬の返金を行なわない。

- (1) 入社開始日より 1 ヶ月未満に退職した場合：本件報酬の 90%を返金
- (2) 入社開始日より 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に退職した場合：本件報酬の 60%を返金
- (3) 入社開始日より 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合：本件報酬の 30%を返金
- (4) 入社開始日より 3 ヶ月以上後に退職した場合：返金なし

以上